

支援機関との連携

商工会議所・商工会と連携しています

全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、「小規模事業者経営改善資金貸付」や相談会などを通じて、小規模事業者の皆さまの経営改善を支援しています。

●「小規模事業者経営改善資金貸付」の概要

「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」は、商工会議所・商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の皆さまに、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける制度です。昭和48年の制度創設以来、これまでのご利用件数は約518万件にのびります。

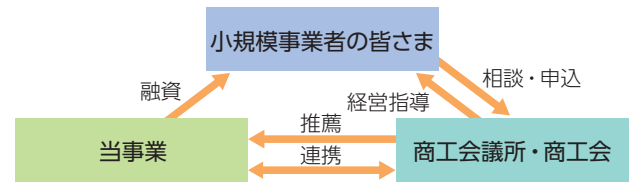
また、平成27年度に、経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の皆さまにご利用いただける「小規模事業者経営発達支援資金」もお取扱いしております。

●商工会議所・商工会などで相談会「一日公庫」を開催

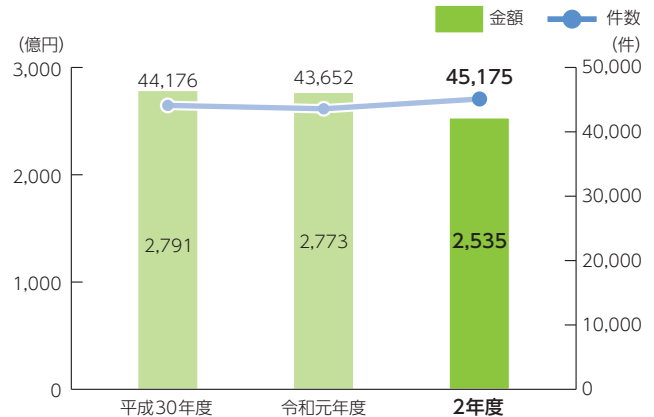
商工会議所・商工会などにおいて、当事業の職員が融資のご相談を承る相談会「一日公庫」を開催し、毎年多くの小規模事業者の皆さまからご相談をいただいています。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン相談会も実施いたしました。

「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」の仕組み



「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」の融資実績



オンラインによる相談会の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、非対面のオンライン相談会を実施する取り組みを行っています。オンライン相談会に参加いただいたお客さまから「コロナの感染リスクを抑えられ、安心して相談することができた」、「事業所の近くの商工会のパソコンを活用して相談ができ、移動時間などの負担を軽減することができた」など、評価の声をいただきました。



船橋支店で実施したオンライン相談会

小規模事業者の皆さまを支援するさまざまな機関と連携しています

●業務協力に関する覚書の締結

日本公庫では日本税理士会連合会などと、業務協力に関する覚書を締結しています。勉強会やセミナー講師の派遣などによる情報提供など、専門機関と連携して小規模事業者の皆さまの経営の安定及び経営基盤の強化に取り組んでいます。

主な覚書締結先(令和3年5月末現在)

日本弁護士連合会	(平成23年4月27日)
全国社会保険労務士会連合会	(23年9月1日)
日本税理士会連合会	(23年10月14日)
日本司法書士会連合会	(23年11月11日)
日本行政書士会連合会	(24年3月29日)
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)	(24年10月25日)
独立行政法人中小企業基盤整備機構	(令和2年2月7日)

(注) ()内の日付は覚書の締結日です。

●税理士、公認会計士、中小企業診断士などの認定経営革新等支援機関^(注)との連携

中小企業・小規模事業者支援において大きな役割を果たしている税理士などの認定経営革新等支援機関による「経営支援」と、日本公庫の「金融支援」が一体となって、創業、経営改善、事業再生などの分野で小規模事業者の皆さまを支援しています。

(注)認定経営革新等支援機関とは、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所・商工会等)をいいます。詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。